

# スポーツ社会学と公共性（公共圏）論

鬼丸 正明

## 0 はじめに

本稿においては現在のスポーツ社会学の課題を析出する作業を行う。

先ず、スポーツ社会学の諸理論の検討を行い、最も理論的可能性の高い概念として「公共性（公共圏）」概念に注目し、次に「公共性（公共圏）」を巡る今日の議論を参照して、最後にそれがいかなる理論的実践的意味をもって  
いるか、スポーツ社会学にいかなる課題を要求するかを考える。

ここで「公共圏」とは、花田（花田、1996）に従い、Öffentlichkeit, public sphere の訳語として用い、公共圏のもつ性格を「公共性」とするが、文中で検討する論者によってはその定義に異同がある。

## 1 スポーツ社会学の現在

日本のスポーツ社会学において近年注目されている理論は、エリアス派<sup>1)</sup>、ブルデュー派の理論とともに、カルチュラル・スタディーズのそれである（山下・菊、1996）。

吉見俊哉は、現代の文化社会学にとって最も重要なのはカルチュラル・スタディーズとブルデューの文化論であると述べ、この二つは視角や問題意識上共通点が多く「文化や美術、スポーツについてのブルデューの分析を、広い意味でのカルチュラル・スタディーズの地平に総合していくことは十分に可能」（吉見、1994b, 32頁）であり、これらはいまや一体となりながら、世界各地で新たな社会学的文化研究の大きな流れを形作りつつあると評して、

自身も明治期日本の運動会について考察している(吉見, 1994a)。

カルチュラル・スタディーズによるスポーツ研究は、イギリスのクラーク & クリッチャー (Clark, J. & C. Critcher), ハーグリーブス (Hargreaves, John), トムリンソン (Tomlinson, A.), ホーン (Horne, J.), ファネル (Whannel, G.) らによって行われており、日本だけでなく欧米のスポーツ社会学に大きな影響を与えている (Horne et al, 1999)。

山下高行は、従来のマルクス主義の階級還元論を超えて、民衆の能動性を主張し、文化におけるヘゲモニー闘争の重要性を指摘した点、そして階級だけでなく、人種やジェンダーなどの主体の多様性に注目した点に、カルチュラル・スタディーズの理論的優位性を見いだしている(山下, 1997)。

しかし他方で、このカルチュラル・スタディーズに対する批判も提出されている。カランは、カルチュラル・スタディーズにおけるメディア研究が受け手(民衆)の能動性を明らかにしようとしたとしても、その枠組みはアメリカの実証主義的メディア研究であった「利用と満足」研究と何ら変わりなく、復古的な「新修正主義」にすぎないと批判している(Curran, 1990)。また、アメリカで制度化されたカルチュラル・スタディーズが批判性を失っていったことはよく指摘されている(Grossberg et al, 1992; 佐藤毅, 1995; Ferguson & Golding, 1997)。

ターナーが指摘しているように(Turner, 1996)、カルチュラル・スタディーズは成人教育の中から生まれた。アカデミズムの外部と常に接触しながら理論的形成を行っていったのである。そこにカルチュラル・スタディーズの批判性、理論的革新性の源を見いだすことができる。70年代以降のカルチュラル・スタディーズの展開も、人種・女性問題という、アカデミズム外部の社会問題との理論的緊張関係を常にもっていたことに起因する(Women's Studies Group, 1978; Hall et al, 1978)。

この点から再考すると、例えばカルチュラル・スタディーズのスポーツ研究を代表するとされるハーグリーブスのスポーツ論の中に、イギリスのスポーツ運動に対する理論的緊張関係を見いだすことは困難である。彼は「比較

的進歩的なスポーツ政策を策定し、それを実行しようとする人々や、スポーツを文化の一側面としてまじめに取り上げようとする人々は、進むべき道を暗中模索しており、一つの解答を求めるのに酷く困窮している」（Hargreaves, 1986, p. 223＝ハーグリーヴズ, 1993, 297頁）と述べている。そして彼が民衆のスポーツ運動とは別な場所に見いだした「解放の可能性？」がスポーツのプレイ的要素である。しかし誰がどのような状況でスポーツすれば解放されるのかに対する分析もなく、「プレイ」に解放の可能性を見いだすとするれば、それは理論的可能性ではなく、理論的退行である<sup>2)</sup>。

ブルデュエ派のスポーツ理論にも同様の傾向は見いだしうる。

ドゥフランソワ&ポシエロらの研究は、国家＝スポーツ連盟－学校の同盟と企業＝メディア－レジャーの同盟の対抗関係の普遍性を指摘したもののだが、後述するようにそこには現代のヨーロッパで増大している国家でも企業でもない第三の領域への視点が欠けており、故に変革主体・権利主体としてスポーツをとらえる視点が欠けている。故に「まじめさ」（スポーツ連盟－学校のスポーツ・イデオロギー）や「楽しさ」（メディア－レジャーのスポーツ・イデオロギー）の内部のわずかだが重要な差異についての理論的感受性を欠き、表面的な理解しか示していない。このことと彼らが採用した「構造機能主義」という「復古的な」方法とは無関係ではない。

われわれは関が指摘するように（関, 1997）、スポーツにおいて理論を形成する前に今日のスポーツ現象の中で何が問題かを把握する視点を忘れてはならないのである。

われわれにとっての問題とは、スポーツ権とスポーツの公共性（公共圏）の問題であった。

阿部潔は、実証研究の進展とともに「批判性」「規範性」を失っていったカルチュラル・スタディーズに対して、ハーバーマスの「公共圏」概念を導入することを提起している（阿部, 1998）。われわれはこの提起のもたらす理論的可能性に注目し（鬼丸, 1999a）、次に「公共性（公共圏）」についての今日の議論を見てみよう。

## 2 公共性(公共圏)論の現代的地平

公共性(公共圏)については阿部だけに限らず、根本的な問い直しの試みが社会学において起こりつつある。

長谷川公一は、公共性論が必要となる五つの相互に関連した位相について論じている。第一には、パブリックの概念の現代的変容という位相(①「生活世界の植民地化」(ハーバーマス)といわれる、私的領域の空洞化, ②公的領域と私的領域の曖昧化, 両者の相互浸透, 「市民セクター」という第三のセクターの拡大, ③公共空間の地球規模への空間的拡大, ④環境問題で現れた, 人間中心主義の相対化), 第二には市民社会の統合原理としての公共性の位相, 公共哲学の復権が要請される文脈, 第三はハーバーマス以来の「公共圏」をめぐる位相, 第四は公共政策にかかわる政策的公準としての公共性の位相, 第五は非営利・非政府の「市民セクター」が担う公共性をめぐる位相である(長谷川, 2000)。

長谷川のいう第三の「公共圏」の問題は、メディアとネットワークの問題であり、筆者はメディア・スポーツにおける「公共圏」論の重要性を既に指摘しておいた(鬼丸, 1999a; 鬼丸, 1999b)。

今日のメディア・スポーツ(のみならずスポーツ界全体)を支配しているのはメディア・コングロマリットであり、彼らは資本の論理に従って自らの有料放送の加入者を増やす手段としてスポーツを利用しているだけであって、利用価値がなくなると彼らが判断したあとはスポーツ組織は重大な危機に陥る可能性がある。故にグローバルなメディア・コングロマリットに対する国際的な規制の必要が生じており、グローバルなスポーツ公共圏を形成していくことが要請されている。メディア・スポーツと公共圏の問題は、実践的にも理論的にもスポーツ社会学における喫緊の課題であり、メディア研究における公共性(公共圏)論の動向に常に注目していく必要があるだろう。

長谷川の第四、第五の位相は公共政策・市民運動における公共性の現代的変化の問題であり、第一、第二の理念・哲学としての公共性の問題もこれと

密接に関連している。

その公共政策論においても、公共性の変化が指摘されている。

宮本憲一は、私的所有権の擁護を目的とし中央官庁が主体として行われる、軍事や司法を典型的内容とする伝統的な公共性論（権力的な公共性論）から、基本的人権の擁護を目的とし、自治体、第三セクター、協同組合、NPO や NGO が新しい主体となって、自由権だけでなく社会権といわれている生命と健康の保持、思想の自由などの人格の尊重に基づく生活権、労働権、アメニティ権や環境権などの擁護をその目的とする現代的な公共性論（基本的人権の公共性論）へと変化していると指摘している。

この変化の背景には、従来の経済学の公共財・民間財の区別になじまない、エネルギー、交通、都市建設、高等教育、医療、福祉、情報などの一定の公共性をもった社会サービス（準公共財）の領域が増えてきたことがある。

そしてこれらを宮本は「混合財」と呼び、それが公共性を持つからといってすべて混合財を国有化したり、あるいは無原則に民営化や民間委託するのも間違いだと論じて、混合財には一定の公共計画の枠組みの中での自由競争が必要だと述べる。

宮本は、現代的公共性を維持するためには、古典的な代議制民主主義だけではなく、参加型の現代的民主主義が必要であり、混合財については、自治体、協同組合、公益法人その他のNPO や NGO などのボランティア（協同セクター）によって供給管理される傾向が強まり、この経営のあり方は株式会社よりも、より社会化された所有形態で、公共性を経営原理としていくことになるだろうと論じている（宮本憲一、1998）。

市民運動論においても、従来の国家と企業という二つのセクターとは別に市民運動自らを第三のセクター<sup>3)</sup>と位置づけ、国家のみが担ってきた公共性（「公益性」）を再定義していこうという動きがある。同時にこの議論は「福祉国家論」と同時に行われてきた。

今日福祉政策は三つのモデルに分かれる。一つめは福祉国家モデルで、これは福祉サービス供給、財源、規制がいずれも政府によってなされる。二つ

めは新自由主義モデルで、これは供給、財源、規制が全て営利セクター（企業）と市場によってなされる。そして三つめは福祉多元主義モデルで、これは供給はボランティア・セクター（第三セクター、非営利・協同セクター）、財源は政府、規制は政府とボランティア・セクターである（川口、1999）。EUを中心に今日進められているこの福祉多元主義の考え方（「福祉国家から福祉社会へ」）は、福祉国家が新たな環境や市民の多様な要求に答えるためには、福祉活動を市民社会に委ねる必要がある、その中心的な主体は、企業でも家族でもない第三セクターであるという考えである。第三セクターは、相互的で協調的な、水平の連帯を価値原理とするセクターであり、国家、企業、家族のいずれからも距離をとって要の役割を果たすことを期待されている（宮本太郎、1999）。

無論ここで、非営利の第三セクターが全ての福祉活動を担い、全ての問題を解決しようと予期するのは誤りである。

ボランティアの専門知識の少なさ、向上心のなさ、仲間うちの温情主義、プロフェッショナリズム（職業倫理）の欠落は良く指摘される点である<sup>4)</sup>。

宮本憲一は、混合財（準公共財）にかかわるサービスで公共性を守るには「労働条件、供給義務、商品サービスや廃棄物の安全確保のための審査制、公共料金制、災害時の安全対策、環境保全義務などについて、規制措置が明示されねばなら」ず、市民と国家の間での公共計画の設定が重要な役割を果たす（宮本憲一、1998、95頁）、と述べている。

宮本太郎は、福祉多元主義にとってはいずれのセクターが福祉供給を担うべきかという点が主要な問題ではなく、セクター間にどのような分業体制が生まれるか、非営利セクターがどこまで能動的に各セクターのコーディネーターをつとめられるかが焦点であると論じている（宮本太郎、1999）。

第三セクターの自立と国家・企業との水平的関係形成が同時に重要なのである。

### 3 現代的公共性論とスポーツ権・公共性論

以上の理論からわれわれはどのようなことを考える必要があるだろうか。先ずスポーツ組織は、非営利セクターと成りうるのかという問題がある。いわゆる地域のスポーツクラブは、体育協会のような既に法人格を得ている組織を別にすれば殆どが任意団体である。しかし1998年3月に成立した「特定非営利活動促進法」（いわゆるNPO法）においては特定非営利活動になりうる12分野の活動の一つが「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」となっており、スポーツクラブも「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること」を目的に掲げれば、NPOとして活動する可能性は開かれている。

NPO法によると、この法人となると法人の情報公開が義務づけられることになるが、これは日本のスポーツ界の体質を変えていく可能性をもっている。NPO法の成立過程で民法法人（社団法人、財団法人）の情報公開が定められたが、これはスポーツ組織の公開性／公共性を進めていくための一歩となりうる。

次に、スポーツを混合財とみなして、そのサービスの供給に第三セクターを想定しうるかという問題があるだろう。

公共性のあるものを全て国・自治体の責任とする（いわゆる「スポーツ国有化論」）のではなく、市民のスポーツ組織がスポーツ政策の立案から施設の管理・運営という公共性のある活動を国・自治体とともに担うという方向性は検討していく価値があるのではないか、それは市民が組織運営能力を獲得し、あらゆるレベルで主体となって活動しうるという可能性を開くものである。

しかしそれは国・自治体を免責するものではない。日本の文脈での福祉多元主義は、川口も指摘しているように（川口、1999）、政府の低負担のまま、結局は営利企業の参入と家族負担の強化に帰結してしまう危険性は強いのである。61年の「スポーツ振興法」や72年の「保健体育審議会答申」でスポ

ーツ施設の整備は国・地方公共団体の責務であると指摘されたにもかかわらず、その課題は果たされず、日本のスポーツ環境は極めて貧困な状況にある。故にスポーツ組織は国・自治体に大幅なスポーツ関連予算の拡大を要求する正当性をもっており、その要求は他の市民団体との共同の中で行われていくべきである。

日本のスポーツ界が福祉多元主義（と現代的公共性）を参照する意味は、市民のスポーツ組織が公共性を担う能力を獲得し、一つのセクターとして自立することによって、市民的公共性を確立し、スポーツ界の中の国家的公共性や企業の論理を変質させることにあるのである。

これまで指摘されてきたように、スポーツ権には国家の介入・干渉を拒否する権利としての自由権と国家に保障を求める権利としての社会権があり、このスポーツ権の根拠として「スポーツにおける公共性」論が提起された（内海，1989）。そこでの公共性は国家による保障を想定している点で、福祉国家的公共性といえるが、これに対して市民のスポーツ組織がある公共的役割を果たす福祉社会的公共性の可能性も出てきているのではないだろうか。

#### 4 おわりに

スポーツ社会学の展開の中で、生産様式によるスポーツの被規定性を論じたイデオロギー論に対して、カルチュラル・スタディーズがスポーツにおけるヘゲモニー闘争という概念を提起したのは山下の言うように、民衆の能動性を主張するためであろう。しかし今日のスポーツをめぐる状況は、より能動的に市民がスポーツのあらゆる場面で主体となることを要請している。スポーツの中に抵抗の契機をみるだけでなく、新しい社会の契機をみていくことが必要とされている。故に「公共性（公共圏）」の分析がスポーツ社会学の重要な理論的課題となってくるのではないか。

そのためには従来のスポーツ公共性論の問題意識を引き継ぎつつも、より広いスパンで論じていく必要がある（齋藤，2000；佐藤卓己，1996）。本稿で従来のスポーツ公共性論に対して意味転換を試みたのも、また筆者がメデ



メディア・スポーツ論とスポーツ政策論を「公共性（公共圏）」概念によって統一しようと試みている（鬼丸，1999c）のもそのためである<sup>5)</sup>。

本稿では他分野の理論動向の検討から方向性しか示せなかったが、それ以外にもここで論じられなかった問題として、グローバリゼーションの問題がある。メディア・スポーツにおけるメディア・コングロマリットの登場も、福祉国家の変質も国際金融資本のグローバリゼーションに起因する。宮本憲一は、現代的公共性は世界の人民が共通に基本的人権を確立できるように、グローバル・ミニマムを実現していくことが公共性の国際基準となっていくだろう（宮本憲一，1998）と述べている。スポーツ公共圏を常にグローバルなレベルで構想していくのは必須の課題である（花田，1999；Maguire, 1999）。

また内海は、スポーツの公共性を論じた初期の論文ですでに、学校教育・社会教育の公共性について論じている（内海，1989，122-4頁）。関も「スポーツ権」を「発達と学習の権利」と本質の共通性をもった基本的人権とみなしている（関，1995，18頁）。学校体育・社会体育における公共性の問題も、教育の公共性を問いなおす試み（佐藤学，1996；小玉，1999）を参照しながら考える必要がある。同時に、体育教師養成のための学問として成立した「体育原理」も公共性を中心に再構成すべきだろう。

1999年10月、IOC理事会はIOC委員を公務員扱いするようOECDに申請した。これはIOCを公的機関とみなすよう圧力をかけていたアメリカ議会の動きに対するIOC側の対応である。任意の民間団体にすぎないIOCが、オリンピック開催地選考をきっかけとするアメリカ議会との応酬のなかでついに自らをある種の公的機関として認めるに到ったのである。また近年毎回起きるオリンピックの選手選考をめぐる問題も、スポーツ組織の公共性と公開性を社会が要求していることの現れである。オリンピック運動から地域のスポーツ運動まで、メディア・スポーツから学校・社会体育まで、多くの局面で公共性的転換が起こりつつある。

グローバルなスポーツ公共圏を構想すること、「パブリック」な文化としてスポーツを構想すること、これがこれからのスポーツ社会学の課題となるだろう。

- 1) 近年の代表的な理論的成果として (Dunning & Rojek, 1992), (Dunning, 1999), (Maguire, 1999) がある。
- 2) 山下は、思想的にも理論的にも異なるハーグリーブスと(プレイ論者の)井上俊の理論を等置しているが、それはアイロニカルな意味で正しい。山下自身はプレイと構造の「接合」を考え、そこに公共圏の生成をみようとする志向をもっている。
- 3) 日本の第三セクターは、地方公共団体や国と民間企業との共同出資で設立される事業体より成るセクターとして理解されている。しかし、「国民経済を3つのセクターに区分する場合、国家と地方自治体を担い手とする公的セクター、営利企業を担い手とする私的セクター、非営利企業を担い手とする第3セクターに区分するのが、国際的に一般化している見解である。」(富沢, 1997, 13頁)
- 4) 中野は近年のNPOやボランティアをめぐる議論の中に、体制補完的な「動員の思想」を見だし、「ボランティアという生き方」がポスト福祉国家への国家機能の再編という時代にむしろ適切なイデオロギーとなってしまう危険性を指摘している(中野, 1999)。
- 5) 高津は「今日のスポーツは、既存のスポーツ組織に組織された者だけでなく、その「周辺」に位置する広範な人々との関わりを抜きにして、未来を展望することはできない」、問題の核心は、スポーツに関わる広範な人々がスポーツの主人公として自らを形成できるかどうか、にある。「その課題は、大衆自らがスポーツの享受と創造、鑑賞と批評を共同の事業として発展させることによって、はじめて実現可能である。」(高津, 1995, 95頁)と述べている。早川の「する・みる」スポーツを統一的に捉えようとする貴重な試みも、この問題意識と連なっている(早川, 1995)。

〈参考文献〉

- 阿部潔 1998『公共圏とコミュニケーション』ミネルヴァ書房。  
Clark, J. & Critcher, C. (1985) *The Devils Makes Work*, Macmillan.  
Curran, J. (1990) 'The "new revisionism" in mass communications research', in *European Journal of Communication*, Vol. 5, No. 2-3.

- D. ドゥフランソワ・C. H. ポシエロ 1998「フランスから：スポーツという「場」の構造と展開（1960-1990）」（日本スポーツ社会学会，1998）
- Dunning, E. (1999) *Sport Matters*, Routledge.
- Dunning, E. & C. Rojek (ed.) (1992) *Sport and Leisure in the Civilizing Process*, Macmillan.
- Fiske, J. (1993) *Power Plays, Power Works*, Verso.
- Ferguson, M. & P. Golding (eds.) (1997) *Cultural Studies in Question*, Sage.
- Grossberg, L., Nelson, C. & P. Treichler (eds.) (1992) *Cultural Studies*, Routledge.
- 花田達朗 1996『公共圏という名の社会空間』木鐸社.
- 花田達朗 1999『メディアと公共圏のポリティクス』東京大学出版会.
- Hall et al (1978) *Policing the Crisis*, Macmillan.
- Hargreaves, John (1986) *Sport, Power and Culture*, Polity Press. (佐伯聰夫・阿部生雄訳 1993『スポーツ・権力・文化』不味堂.)
- 長谷川公一 2000「共同性と公共性の現代的位相」『社会学評論』第50巻，第4号.
- 早川武彦 1995『地球時代のスポーツと人間』創文企画.
- Horne, J., Tomlinson, A. & G. Whannel (eds.) (1999) *Understanding Sport*, E & FN Spon.
- 川口清史 1999「福祉社会システムと非営利・協同セクター」(川口・富沢，1999)
- 川口清史・富沢賢治編 1997『非営利・協同セクターの理論と現実』日本経済評論社.
- 川口清史・富沢賢治編 1999『福祉社会と非営利・協同セクター』日本経済評論社.
- 小玉重夫 1999『教育改革と公共性』東京大学出版会.
- 高津勝 1995「スポーツ・商業主義・マスメディア」(関・唐木，1995)
- Maguire, J. (1999) *Global Sport*, Polity Press.
- 宮本憲一 1998『公共政策のすすめ』有斐閣.
- 宮本太郎 1999「福祉多元主義の理論と現実」(川口・富沢，1997)
- 中野敏男 1999「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」『現代思想』第27巻，第5号.
- 日本スポーツ社会学会編 1998『変容する現代社会とスポーツ』世界思想社.
- 鬼丸正明 1999a「メディア・スポーツ研究と公共圏論」『研究年報 1999』一橋大学スポーツ科学研究室.
- 鬼丸正明 1999b「スポーツ公共圏とスポーツ批評」『現代スポーツ評論』第1号.
- 鬼丸正明 1999c「メディア・スポーツ論と公共圏論」『現代スポーツ研究』第4号.

- 齋藤純一 2000『公共性』岩波書店。
- 佐藤毅 1995『日本のメディアと社会心理』新曜社。
- 佐藤学 1996『カリキュラムの批評』世織書房。
- 佐藤卓己 1996「ファシストの公共性」『岩波講座現代社会学 第24巻』岩波書店。
- 関春南 1995「「スポーツ権」確立への道」(関・唐木, 1995)
- 関春南 1997『戦後日本のスポーツ政策』大修館書店。
- 関春南・唐木國彦 1995『スポーツは誰のために』大修館書店。
- 富沢賢治 1997「新しい社会経済システムをもとめて」(川口・富沢, 1997)
- Tomlinson, A. (1999) *The Game's Up*, Ashgate Publishing.
- Turner, G. (1996) *British Cultural Studies, 2 ed.*, Routledge. (溝上由紀他訳  
1999『カルチュラル・スタディーズ入門』作品社。)
- 内海和雄 1989『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂。
- Wenner, L. A. (ed.) (1998) *Media Sport*, Routledge.
- Whannel, G. (1992) *Fields in Vision*, Routledge.
- Women's Studies Group (1978) *Women Take Issue*, Hutchinson.
- 山下高行 1997「プリティッシュ・カルチュラル・スタディーズとスポーツ研究」『ス  
ポーツ社会学研究』第5巻。
- 山下高行・菊幸一 1996「ヨーロッパ・スポーツ社会学の動向と1997年国際シン  
ポジウム」『スポーツ社会学研究』第4巻。
- 吉見俊哉 1994a「運動会の思想」『思想』第845号。
- 吉見俊哉 1994b『メディア時代の文化社会学』新曜社。

(一橋大学講師)